

清涼飲料水等自動販売機設置者公募要綱

1 目的

清涼飲料水等自動販売機の設置者を募集し、競争原理を採用することにより健全な財政基盤となる収入を確保する。

2 物件

所在地：三木市上の丸町10-30
三木市役所 3階みっきいホール TVコーナー側②
(別添の設置箇所図参照)

3 設置者

次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当する者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者。(ただし、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。)
- (3) 三木市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当する者。

4 応募申込等

設置希望者は設置計画書を提出し、三木市が定める最低使用料以上で、最高の価格提示を行った者を設置者とする。

5 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置者の施設使用形態

設置者は、三木市公有財産取扱規則第16条の規定に基づき、行政財産の許可を受けて使用すること。

② 使用料

三木市が定める最低使用料(18,600円/年)以上で価格提示のあ

った価格をもって使用料とする。

最低使用料は、消費税率の改定、その他の理由により市が必要と認めたときは許可期間内であっても改定するものとする。

③ 使用許可の期間

使用許可の期間は、許可の日から令和11年3月31日までとする。

ただし、期限満了後は、再募集する。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、維持管理にかかる一切の費用、自動販売機の運転に必要な電気料金は、設置者負担とする。

届出のあった自動販売機の電気料金については、子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格した有効期間内のものに限る)を設置する場合は、指示値により計測した使用量をもとに、自動販売機を設置した施設全体の電気料金から算出した額とする。使用量の測定は設置者が行い、毎月の使用量が分かるように三木市に提出すること。毎月の使用量の測定頻度は、厳密に定めないが、おおよそ30日程度とする。なお、子メーターの管理についても設置者負担とする。

子メーターを設置しない場合は、別紙に定める定格消費電力に応じて算出した区分別電気料金を負担すること。別紙に定める電気料金は、電気料金の改定、消費税率の改定、その他の理由により市が必要と認めたときは許可期間内であっても改定するものとする。

設置場所付近に電源用コンセントが無い場合は、施設管理者との協議により設置者負担にて電気工事を施工すること。(この時、当該設備は三木市へ帰属するものとする。)

電気料金の支払い頻度については、双方協議のうえ、決定する。

(2) 使用上の制限

- ① 自動販売機の設置箇所・大きさ及び台数は、施設管理者において決定する。
- ② 販売品目は、原則として飲料品とし、瓶・缶・ペットボトル等密閉型のものとする。(酒類の販売はできない。)
- ③ 販売品に係る空き缶等廃棄物の処理も含めて、販売機周辺は常に清潔にすること。
- ④ 値段表示を除く照明は、消灯し稼働すること。

(3) 維持管理の責任

- ① 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。
- ② 自動販売機横に1個以上の回収用ボックスを設置するとともに設置者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 自動販売機を設置するにあたっては、地震等による転倒を防止する安全対策を図ること。

(別紙)
区分別電気料金表

定格消費電力	電気料金（円/年）
100W未満	36,000
100W以上200W未満	45,000
200W以上300W未満	54,000
300W以上400W未満	64,000
400W以上500W未満	73,000
500W以上600W未満	82,000
600W以上700W未満	91,000
700W以上800W未満	100,000
800W以上900W未満	110,000
900W以上1000W未満	119,000
1000W以上1100W未満	128,000
1100W以上1200W未満	137,000

※上記区分にない定格消費電力の機器を設置する場合は、別途定めるものとする。

(設置計画書)

設置場所					
施設名					
自動販売機の種別	従来型				
自動販売機の仕様	形式名				
	販売種類	種類			
	収容本数	本			
	外形寸法	高さ	×幅		
			×奥行		
	電源	V			
	定格消費電力	W			
	製品質量	kg			
	その他				
年間使用料金	円				
誓約内容	<ul style="list-style-type: none"> ○自動販売機の運転に必要な電気料金について、三木市が算出した金額を負担します。 ○電源用コンセントを設置するための電気工事は、全て当方負担にて施工し、その設備は三木市へ帰属します。 ○市より提出書類の指示があった場合は、遅滞無く提出します。 				

提出者 事務所の所在

法人名

代表者

印